

## 那覇市こどもの権利条例（素案）に対する 市民意見の募集（パブリックコメント）について（概要）

### 【那覇市こどもの権利条例案（概要）に対する意見募集について】

現在、那覇市では「那覇市こどもの権利条例（以下「条例」と記載します。）」の制定について検討しています。

この条例は、全てのこどもが、権利を保障され、健やかに成長できる社会の実現に資することを目的として定めるものです。

下記にその概要を記載しています。内容について、ご意見をお寄せください。

#### 1 【背景】

国においては、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神を踏まえ、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送れる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進するため、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。同法では、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこどもたちの意見反映を定めており、さらに国では「こども家庭庁」を設置してこどもの健やかな成長や子育て支援を総合的に進めています。

本市でも、こどもが等しく権利を保障され、幸福に育ち、学び、生活できる社会を目指し、「那覇市こども計画」を策定しました。しかし、現在の大人はこどもの頃に「こどもの権利」という概念が広まっていなかったため、その重要性への理解が十分ではなく、こどもを権利の主体として明確に捉える意識が根付いていない課題もあります。さらに、こども自身も自分が権利の主体であることを理解していない状況があります。

そのような状況の中で、全てのこどもが、権利を保障され、健やかに成長できる社会を実現するため、条例制定に向けて取り組んでいるところです。

#### 【条例制定の趣旨】

この条例では、「全てのこどもが、権利を保障され、健やかに成長できる社会」の実現を目的として、基本理念やこども、保護者、市、育ち学ぶ施設及び大人の役割並びにこども施策等の基本となる事項を定めることで、市の「こどもの権利」を尊重する姿勢を明確にし、「こどもの権利」が尊重される社会の実現に向けて、取り組む姿勢を示す条例として制定します。

#### 【これまでの取組】

令和5年度よりこどもの権利意識に関するアンケート調査、こども基本法に基づく「那覇市こども計画」の策定、ワークショップでの意見聴取、昨年度におきましては、2024年子どもの権利を考えるシンポジウムを実施しております。

## 2 【条例の条項】

- ・前文
- ・第1条 目的
- ・第2条 定義
- ・第3条 権利の主体
- ・第4条 安心して生きる権利
- ・第5条 自分らしく成長する権利
- ・第6条 自分を守り、守られる権利
- ・第7条 意見を述べる権利
- ・第8条 こどもの役割
- ・第9条 保護者の役割
- ・第10条 市の役割
- ・第11条 育ち学ぶ施設の役割
- ・第12条 大人の役割
- ・第13条 こども計画
- ・第14条 こどもの意見表明権の保障のための施策
- ・第15条 こども政策審議会の設置及び担当事務
- ・第16条 審議会の組織
- ・第17条 30歳未満の者の登用
- ・第18条 審議会委員の任期
- ・第19条 審議会に関する事項の委任
- ・第20条 委任

## 3 【条例素案の立案の際に考慮した基本的な考え方】

### ■前文

こどもが大人と同じように権利を有する主体であること、こどもにとって特に大切にされるべき権利があることを理解する社会の実現に向けて、目指す方向性を示しています。

### ■第1章（第1条～第2条）

条例全体の基本的な考え方をわかりやすく規定し、また、条例にでてくる文言の定義を規定しました。

### ■第2章（第3条）

こどもは、生まれながらに権利の主体であり、独立した人間として尊重される。存在として記載しております。

### ■第3章（第4条～第7条）

こどもの権利条約の4つの柱を踏まえ、本市の実情に沿って「安心して生きる権利」「自分らしく成長する権利」「自分を守り、守られる権利」「意見を述べる権利」を規定しました。（別紙：条約と条例の規定の対照表）

■第4章（第8条～第12条）

こどもの権利に対する社会の理解促進に向けて、こども、保護者、市、育ち学ぶ施設、大人のそれぞれの役割を規定しました。

■第5章（第13条～第14条）

こども施策の推進のため、こども計画の策定・検証、こどもの意見表明権を保障するための施策の推進について規定しました。

■第6章（第15条～第19条）

那覇市附属機関の設置に関する条例に規定されていた「那覇市こども政策審議会の規定」を条例に定めるものとしており、那覇市こども政策審議会規則に規定している一部も条例に規定しております。また、30歳未満の者の委員等への登用を規定しました。

■第20条

委任について規定しました。

4【条例施行予定について】

令和8年4月1日を予定しています。